ワークシート・資料編

I ワークシート

気付いたこと

世界史ワークシート「中世都市の成立」

問い「中世都市とは?~ギルドを通して考える成立の背景・特色・課題~」

◆中世都市リューベック(現 ドイツ連邦共和国)の調査 「中世都市の特色を色濃く残しているリューベックの当時の景観を想像してみよう。近代都市や中 世の農村との違いは何だろうか。"運河・門・教会に注目しよう!"」

メモ
◆資料の読み取り(1)
▼質料①~④のうち任せられた資料を読み取って,気付いたことをまとめよう。」
(資料①は商人と団体,資料②は権力者と市民,資料③は市民の権利,資料④は規制と格差に注目)
←自分が任せられた資料の番号を記入
読み取った内容
メモ
◆資料の読み取り(2)

「ペアごとに共有した資料の内容をグループ共有しよう。」

←反人ペアが任せられ	れた資料の番号を記人

←友人ペアが任せられた資料の番号を記入		
←友人ペアが任せられた資料の番号を記入		
◆資料のまとめ		
「本日の学習をふまえて、問い『中世都市の成立の背景・特色・課題』を考えてみよう。」		
メモ		
▲大味のまとめ		
◆本時のまとめ 「問い『中世初末の成立の悲暑・特免・調照』に対する答うを白分のことげでまとめよう。」		
「問い『中世都市の成立の背景・特色・課題』に対する答えを自分のことばでまとめよう。」		

Ⅱ 資料

資料①

「商人ゴドリック」

彼は 11 世紀の終焉リンコルンシヤーで貧しい農民の家に生まれ、幼い頃から自ら生活の道を求むべき境涯に置かれた。すべての時代の他の多くの不幸なる人々と同様、彼は波に打上げられた漂着物を探し廻はる汀浮浪民であった。次いで、彼は多分何か良いものを見つけたのであらう。行商人の役を演することとなり、荷物を背負って国中を経廻つた。結局彼は少し方向転換をして、遊歴の途中で出遭った商人団に加はつた。この商人たちと一緒になつて、彼は市場から市場へ、定期市から定期市へ、町から町へと歩いた。かくして専門の商人となり、彼は素早く儲けを摑んだ。その儲けは極めて大きかつたので、彼は仲間と一つの組合を作り、彼等と共同して船に荷を積んで、イングランド、スコットランド、デンマーク及びフランドルの沿岸貿易を営むことが出来た。この会社は素晴らしく栄えた。会社の事業は、欠乏していると見られる品物を外国に運び、その地で帰り荷として各地に於て需要の最も多い従つて最大の利益が得られそうな品物を積込んでくることであった。数年後には、廉い品物を買ひ高く売るこの用心深いしきたりを続けた結果として、ゴドリックは大金持ちとなった。そのとき彼は神の恩寵に動かされ、突如それまでの生活を抛ち、全財産を貧者に与へ、隠遁者となつたのである。

~ (中略) ~

ゴドリックの繁栄は事業遂行の能力によつてのみ説明されるべきではない。11世紀の社会の如き尚は未成熟な社会に於ては、個人的創意は団体に連関をもつことによつてのみ成功し得たのである。商人の遍歴者的存在を脅かす危険が余りに多かつたため、共同防衛のために先ず何よりも団体を組むことが根本的に必要なことであった。

(アンリニピエンヌ著・今来陸郎訳『西洋中世都市発達史』白揚社)

- ※ゴドリック…この時代に商人として大成功した人物
- ※中略の後の文章に注目し、ゴドリックがなぜ大成功できたのかに注目しよう
- ※団体は後のギルドの基礎になる



「コミューン運動ーランベルトの記すケルンの暴動ー」

「大司教は友人のミュンスター司教を招待してケルンで復活祭を祝った。司教が帰ることになり、

大司教は召使いに船の用意を命じた。召使いたちは船をさがしまわって当市の富裕商人所有の船を みつけ、大司教の用に供するよう命じた。船の係のものがそれをことわると、大司教の召使いは、 いうことを聞かないと捕えるぞと脅した。船の係のものは急いで主人のもとに走り、船のことを話 した。主人の商人にはひとりの息子があり、その息子は身体が頑丈で大胆であり、当市の上流階級 に親戚が多く、人柄がよいため人気があった。かれは家のものと市内の若者をできるだけたくさん 集めて船に急行し、大司教の召使いに出て行けと命じ、むりやり追い出した。騒ぎが大きくなり、 市の代官がその場にきたが、商人がわのものに追い払われた。両派の加勢人が武器をもって集まり、 いまにも大騒動がおこりそうになった。喧嘩のニュースが大司教にとどき、大司教は騒ぎを静める ため人をやり、いきり立った市民の若者たちに、次回の法廷でひどい処罰をするぞと脅かした。大 司教は多くの徳をそなえ、教会のことでも世俗の支配のことでも正直なことは、実証ずみであった。 しかし、大司教には怒りっぽい欠点があり、怒ると口がとまらず、威圧的にののしる癖があった。 大司教は怒りが静まると、欠点に気がついて、後悔した。市民の騒ぎもすこしは静まったが、最初 の成功に力をえた商人の息子たちは、大司教の悪政を説いてまわり、罪のない市民の財産をうばお うとしたこと、名門の市民に暴言を吐いたこと、などを訴えた。・・・・・ 暴動をおこすのは困難ではない・・・・・・・それにかれらは、ウォルムスの市民があまりに 窮屈な支配をする司教を市からおいだしたことを、偉大で名誉ある行動と高く評価していた。かれ らはウォルムスの市民より富んでおり、人口も多かったので、ウォルムス市民より勇気が劣ると思 われたくなく、暴君のように振舞う大司教に服することを不名誉と考えた」

(今来陸郎著『都市と市民』至誠堂より)

- ※大司教とは、教会の高位聖職者のこと
- ※権力者にどのような人たち(職業)が中心に抵抗したのか注目しよう

資料③

「リューベック市に対するいわゆる皇帝フリードリヒ1世特許状(1188年)」

- 3 都市の創建者であり、かつてのザクセン公たるハインリッヒが彼ら(リューベック市民)に譲渡し、かつてその特許状をもつて確認した一切の権利、すなわち司祭の死亡せるとき、 教会守護として市民の欲するものをみずからの司祭として選び、かつ司教に提示する聖マリア教会聖堂区守護権を、余もまた彼らに委譲した。
- 5 またリューベック市民の誰かが、いかなる種類の訴訟にもあれ、告訴を受けた場合には、余の 全帝国およびザクセン公領のいかなるところにもあれ、前記の都市特権にもとづき、逮捕せらる ることなく、同市の裁判官の前で身の証を立てるべきである。
- 6 そのすべて(の訴訟)はコンスレースが、都市の法に従いこれを裁定すべきである。それによって彼が受取るものは、3分の2を都市に3分の1を裁判官に提供すべきである。
- 9 ルテニア人, ゴートランド人, ノルマン人およびその他の東方諸国の人びとは, 繰返しのべた都市(リューベック)へ, 関税もギルド手数料も支払うことなく自由に来往し, また退去すべきものとする。
- 10 同じくまた、いかなる国、いかなる都市の商人も、所定の関税を支払う限り、自由に来往し、 売却しまた購買すべきものとする。
- 14 すでにのべた都市の市民は、いかなる軍役にも従うことなく、その都市を防御すべきものとする。
- 15 同じくまた、この都市のなにびとかが、どこかでその自由について訴えられたならば、どこで訴えられようとも、その場所で彼自身単独(の証言)でその自由を主張しうべきものとする。
- 16 もし外部の誰かが市民の誰かを圧迫し、その自由について訴えた場合には、市民は外部者が 彼を言い負かすより、よりいつそう容易に、その単独証言によつて自由を主張しうべきである。 (堀米庸三訳『西洋史料集成』平凡社)
- ※司祭とは、教会の高位聖職者のこと
- ※誰が誰にどのような権利を認めたのかに注目しよう
- ※法と裁判権について、中世都市と中世の農村(荘園)と比較してみよう

資料④

●由世級市の陛區(ヒエラルキー)

「パリの石工(手工業ギルド)の規約」

- 1 パリにおいて石工になろうと望む者は、それになりうる。ただし、その職の仕事に通じ、かつ 次に挙げるこの職の慣行、規約に従って仕事をこなすことを必要とする。
- 2 この職のいかなる者も、1名をこえる徒弟を採用することはできない。また6年以下の年季で 採用することもできない。
- 7 石工,壁塗工,漆喰工は手伝いの職人を何名採用してもよい。ただし,それらの者のいずれに もその職の秘伝を少しも漏らさないことを要する。
- 8 すべての石工,壁塗工,漆喰工は聖人の聖遺物にかけて,それぞれ自身に関する限り,善く,正しくその職の規約を遵守し,その職の仕事を行い,かつその職の慣行規範に違反する者があることを知ったならば、そのたびごとに誓約に基づいて,石工頭(左官頭)に訴えるべきことを誓約しなければならない。
- 10 ・・・・・いかなる者も、土曜日には、肉食期間中であればノートルダム教会の9時課の 鐘が鳴った後、また四旬節ならば晩課の賛歌がノートルダム教会で歌われた後には仕事をしては ならない。・・・・・・

河原温訳『西洋中世史料集』(東京大学出版会)

●钼方∠職人

中世都市の階層を表現した図	親方と職人の関係を表した絵
『世界史のミュージアム(東京法令出版)』	

『ニューステージ世界史詳覧(浜島書店)』

※都市に住む市民は基本的にいずれかのギルド(同業者組合)に属する必要があった ※市民の階層に注目し、商人・手工業者(親方・職人)の上下関係と理由を考えよう ※ギルドの規制を踏まえ、都市の市民の自由について、現代と比較して考えてみよう

Ⅲ 解答例

◆本時のまとめ

「問い『中世都市の成立の背景・特色・課題』に対する答えを自分のことばでまとめよう。」

評価Aとした解答例①

司教座都市では、司教が力を持ち、封建領主と結びついて支配を行っていたが、商人たちが商工業を行うため 教会の近くへ集まると、力をつけた商人たちは次第に、司教への不満を持ち、司教を追い出して自分たちで都市 の支配を行うようになった。皇帝から貰った、または買った特許状で、自治権を保証された市民たちは、封建的 東縛から解放され、司教を決める権利や、裁判において有利になる権利を手に入れた。農奴と明確な区別をする ため、中世都市の周りは城壁や運河などで囲まれていた。しかし実際には、都市の中で市民とされたのはギルド に所属する人のみで、ギルドに所属していなかった商人や親方に従う人々は市政に参加できず、都市の中で明確 に身分秩序があり、完全な平等であるとは言えなかった。

評価Aとした解答例②

定期市の発達によって教会のまわりに集まった商人が力を持つようになり、城壁で囲まれた都市を形成した。 市民は皇帝から特許状を与えられるなど、自治権を持ち、司祭を選ぶ権利などを有していた。しかし、中世都市 では必ずギルドに所属しなければならず、ギルド内で格差や規制が設けられていたため、全ての人が自由で平等 な権利が認められているわけでなかった。

評価 B とした解答例①

中世ヨーロッパでは、商人が教会の近くに集まったことによって教会を中心とした街が形成された。中世ヨーロッパの都市では、市民は権力者(司教や教会など)によって権利を制限されていた。それに対して市民は黙るはずがなく、幾度と抵抗運動をしたが、その中心となったのは商人ギルドであった。商人ギルドは権力者などに金などの手段を用いて権利を獲得していった。

評価Bとした解答例②

商人たちは、自分の商売を成功させるために人々が多く集まる教会を中心とした場所に集まり、都市を形成した。しかし教会が中心であり、その司教となるものはできた都市において大きな権力を握り、保護する一方で、税金をとるなど直接的な支配をしていた。そこで支配に対抗しようとした商人たちはギルドを組み、互いにこの都市の民としての証明を手に入れ力をつけ、支配を脱した。

IV 参考文献

- (1)資料①~④の史料
- ・『世界史資料上』(九里幾久雄他 東京法令出版 1977年)
- (2)資料④の画像
- ・『世界史のミュージアム』(星沢卓也 東京法令出版 2021年)
- ・資料集『ニューステージ世界史詳覧』(浜島書店 2022年)